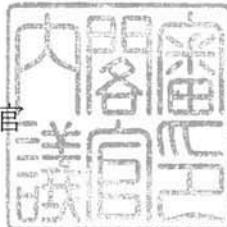


閣 副第 118 号
府地創 第 24 号
令和元年 6 月 21 日

各都道府県知事 殿

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官



内閣府 地 方 創 生 推 進 室 長



次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村
まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定等について（通知）

本日、まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（以下「基本方針 2019」という。）
が閣議決定されました。基本方針 2019においては、第 1 期（2015～2019 年度）に
おける地方創生の現状等、第 2 期（2020～2024 年度）に向けての基本的な考え方
及び各分野の当面の主要な取組等について示されたところです。

今後、国においては、基本方針 2019 に沿って、第 2 期に向けた検討を行い、年
内に第 2 期「総合戦略」を策定します。なお、「長期ビジョン」については、現在
の人口等の見通しが第 1 期の当初時点における推計と大きく乖離していないこと
などを踏まえ、時点修正など必要な検討を行います。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条
及び第 10 条に基づき、国の「総合戦略」を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと
創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦
略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

つきましては、基本方針 2019 を踏まえ、各地方公共団体において、地方創生の
充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めるため、下記の点に御留意の上、次期
「地方版総合戦略」の策定を進めていただくようお願ひいたします。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の
長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 号の 4（技術的
な助言）に基づくものです。

記

1 策定プロセス等の重要性

次期「地方版総合戦略」の策定に当たっては、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、幅広い層の住民をはじめ、産官学金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることが重要であること。

また、策定に当たっては、経済圏域における取組なども視野に入れ、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要があること。

2 効果検証の重要性

まち・ひと・しごと創生に向けた効果的な施策の推進には、PDCAサイクルに基づく効果検証を実践することが不可欠なものであること。したがって、次期「地方版総合戦略」の策定に当たっても、現行の「地方版総合戦略」の進捗を重要業績評価指標（KPI）の達成度等により検証し、実施した施策・事業の効果を分析した上で、必要な改善等を行うことにより、次期「地方版総合戦略」に、より効果的・効率的な取組を盛り込むことが重要であること。

3 手引きの活用

次期「地方版総合戦略」の策定・効果検証に当たって留意すべき事項を「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年6月版）」に記載しているので、その趣旨を十分御理解の上、策定作業を進めていただきたいこと。

また、「地方人口ビジョン」についても、留意すべき事項を「地方人口ビジョンの策定のための手引き（令和元年6月版）」に記載しているので、併せて御参照いただきたいこと。

4 通知の発出

地方版総合戦略の策定については、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（平成26年12月27日閣副第979号。平成27年12月24日閣副第1155号・府地創第1099号により一部改正）により通知しているところであるが、年内に策定する国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受けて、別途通知する予定であること。